

令和 6 年度

新保育指針に基づく私たち の振り返り

社会福祉法人可愛福祉会認定きららこども園

第1章 総則

1・保育所保育指針の基本原則【厚生労働大臣告示であり、法令として守るべき最低基準である】を踏まえ、こども園の実情に応じ創意工夫を図り、こども園の質向上に努めなければならないことを理解している。

2・児童福祉法第39条（保育に欠ける子どもの保育）・18条の4（保育教諭とは・・・保護者に対する保育に関する指導）、児童福祉施設最低基準第35条（保育の内容）・36条（保護者との連絡）、改正教育基本法第11条（幼児期の教育）について知っている。

3・保育所保育指針が示す「保育園の役割」【保育園は子どもの最善の利益を守り、心身ともに健やかに育てる責任がある。子どもが様々な人と出会い、心を通わせながら成長するために、乳幼児期にふさわしい生活の場を作り上げることが重要。また、子育て中の家庭が孤立化する中で、安全で安心な親子の受け入れ施設として期待されている】などのことを理解し、教育・保育を行っている

4・保育の原理（p19 参照）【保育目標・教育・保育方法・教育・保育環境】を理解しながら留意し、教育・保育を行っている

5・こども園の社会的責任【地域社会・保護者に対し教育・保育内容等を適切に説明するよう努めなければならない】の理解ができる

6・社会福祉法人可愛福祉会きらら認定こども園の教育・保育理念（学校教育法・児童福祉法に基づき、教育・保育を必要とする子どもの教育・保育を行い、福祉を積極的に増進する生活の場として、豊かな愛情と感謝の心で教育・保育を行う。）・教育・保育目標（心のやさしい子・健やかな子・生きる力の基礎を培う）を理解し、教育・保育課程を立てている。

第2章 教育・保育の内容

1. 「教育・保育の目標」を達成するために「ねらい」があり、「ねらい」をより具体的にしたものが教育・保育の「内容」であることを理解している。また養護と教育を一体的に行うために、教育・保育のねらい及び内容を養護と教育の両面から捉える視点をもって教育・保育にあたっている。
2. 「養護」は保育教諭等が行う援助や関わりであり、「教育・保育」は子どもの活動がより豊かに展開されるための発達援助であることを理解しており、生命の保持と情緒の安定で構成され、「教育・保育」は健康、人間関係、環境、言葉、表現の5領域から構成されていることを理解している。
3. 保育室の環境(清掃、消毒、安全チェック)を常に行い快適に過ごせるように配慮している。
4. 登園時子どもに、あいさつをしながら、視診・触診をし、保護者から健康状態などの申し出を受けるなど、子どもの健康情報を共有し、アレルギーなどの既往症について、すべての直接処遇職員に対して周知し、その発症時の対応についても保護者と話し合いがなされている。
5. 食事は、個人差や食欲に応じて量を加減できるように工夫している。食事、睡眠、休息、排泄など一人一人の発達段階(個人差)に合わせ配慮していく。
6. 一人一人とコミュニケーションを取り、信頼関係を築いていき一人一人の子どもの気持ちを汲みとり状況に応じて優しく声掛けをしたり抱きしめたりして信頼関係を築いている。
7. 朝の登園時間帯を含め、一日の生活リズムの大切さを保護者に伝え、生活に必要な基本的習慣(衣服の着脱の援助、十分な睡眠、排泄指導)を身に付けさせる事が出来る。
8. 園の行事を通し達成感を味わったり、友達同士で教えあう事を学んだりする中で、向上心や自信に繋げるようにしている。

第3章 教育・保育の計画及び評価

- 1.こども園は教育・保育の目標を達成するために「教育・保育課程」を編成し、それを具体化した「指導計画」を作成・一貫性のあるものにし、長期的見通しを持って編成することを理解している。
- 2.教育・保育の計画に基づいて教育・保育をし、教育・保育内容の評価及び改善に努め、質の向上を図るとともに、社会的責任を果たさなければならないことを理解している。
- 3.教育・保育の計画とは、教育・保育課程、長期指導計画及び短期指導計画のほか、食育計画、保健計画、個々の指導計画などの各種計画を総称するものであり、各年齢の発達段階を理解し、それぞれの年齢に合ったものの作成し個々の発達にも留意したものにする。
- 4.入所している子どもの多様な教育・保育需要に対して、地域やこども園の特性を考慮した柔軟な計画が作成できる。
- 5.保育教諭は、自らの教育・保育実践を振り返り評価し、専門性の向上や改善に努め、研修会等への積極的、計画的参加をする中で、新たな課題と情報の収集ができる。
- 6.教育・保育内容についての評価を定期的に行い、職員全体での話し合いがもたれた中で、課題を検討し、その結果に基づき改善をしている。
- 7.専門的、客観的な立場からの評価を受け入れたり、自主的に自己評価に取り組んだり、アンケートで利用者側の意見、要望を把握したりし、新たな課題に気づき、教育・保育の質の向上のための課題に対応することができる。

第4章 健康及び安全

- 1.施設長・全職員は入所する子どもの健康及び安全に最終的な責任を負うとともに、施設内外の保健的環境の維持向上に努め、安全対策の共通理解や体制づくりに努めなければならないことを理解している。
- 2.転落・清掃消毒・誤飲の事故予防がされた環境で教育・保育を行っている。
- 3.連絡帳を毎朝確認すると共に、子どもの健康状態を視診簿に記入しながら把握している。
- 4.午睡の状態（呼吸、顔色、嘔吐、汗）を常に観察するとともに、SIDS（乳幼児突然死症候群）のチェックを記録している。
- 5.言葉かけや玩具を通して、目、耳、口、手の感覚機能の発達を促し、安全で自由に移動ができる環境を整えている。
- 6.乳児の生活の場【睡眠・授乳・食事・おむつ交換・保育教諭との関り】としてふさわしい温かみや落ち着きのある環境とは何かが理解できる。
- 7.入所時に登園停止基準、感染症、予防接種を保護者に説明している。
- 8.火災や地震を想定した避難訓練【緊急通報システム・職員の役割分担】を定期的の実施している。
- 9.事故や災害に適切に対応するためのマニュアルや、事故防止のための具体的な取り組みをしている。
- 10.普通救命講習を受講し、救命処置ができる。
- 11.医療機関との連携ができる体制があることを認識している。

第5章 乳幼児期の発達の特徴

1. 子どもの発達、大人との信頼関係を基に、豊かな心情、意欲及び態度を身に付け、新たな能力を獲得していく過程であることがわかり、保育教諭は、子どもの発達及び生活の連続性に配慮し教育・保育をしなければならないことを理解している。
2. 乳幼児期は身体的条件や生育環境等の違いにより、一人一人の心身の発達の個人差が大きいことを理解している。
3. 個人の発達の連続性、年齢の発達の連続性、生活や遊びの連続性等を考慮し関わっている。
4. 子どもの基本的な欲求（オムツの交換、授乳などのサイン）を受け止め、触れ合い、満足させることができる。
5. 保育教諭は、子どもの発達及び生活の連続性に配慮し教育・保育をしなければならないことを理解している。
6. 子どもの発達過程のおおむね8つの区分（p11 参照）を理解し、一人一人の発達に合わせ援助していくことの重要性を理解している。
7. 発達過程に「おおむね」がつくことで、個人の発達には幅があり、前後の年齢につながりを持って成長していることを理解している。

●教育・保育発達と援助●

8. 乳児の心身の発達段階を理解し、適切な援助ができる（乳児保育）
9. 上体を支え足の動きを促すなど、遊びを通し身体発達の援助を行うことができる。
10. 保護者と連絡を密接に取り、子どもの心身の発達について共通理解している。

第6章 障害児教育・保育発達

- 1・適切な援助が行われるように全職員で障害について理解し、連携ができる体制を構築し、園においては個別のケース会議などを行い、発達の状況と対応のしかたを共通理解している
- 2・障害の種類やその特質を理解し、気になる子や障害を持つ子への指導計画が立てられる。
- 3・園と個人の指導計画に沿って、必要に応じて専門機関との連携を取りながら適切な発達援助ができる。
- 4・親と障害の程度や特質について相互理解を深め、思いを受け止めながら信頼関係を構築することができる。
- 5.専門機関と専門者と連絡を取り、園との連携に沿った教育・保育や必要な行動など話し合いができる。
- 6・統合教育・保育によって、特別援助児と健常児の育ちに良い影響があることを知っている。

第7章 子育て支援家庭

1. 保護者、入所児童、また職場に関しての秘密は絶対に他言せず、他の職員が秘密を漏らしている場合は、上司に報告する
2. インターネットのホームページに個人の顔を写真で出すときは、了解をとってから載せている。
3. 個人情報に関する書類の管理を適切に行い、外部へ持ち出さない。
4. 現在の子どもの発育、発達について、今どのような関わりが必要か保護者に説明できるように、いくつかのアドバイスの中から、それぞれの保護者、家庭が自ら選んで解決しているよう配慮している。
5. 地域との連携、人間関係などができていて、常に最新の育児情報、社会参加の情報などが集まるよう配慮している。
6. 助言等を行うにあたっては、こども園における相談の限界についても熟知し、自分で解決できない場合は上司や専門機関に相談できる。

第8章 アレルギー・食育

- 1.基本的なアレルギーの種類（食物・接触・薬）や特質について園内外の研修に参加し、知識を高めている。
- 2.子どものアレルギーに関して、入園時に保護者から十分な聞き取りを行い、職員会議などで共通理解している。またアレルギー表を保育室・調理室に掲示している。
3. アレルゲン除去については、保護者とこども園とで話し合いをし、連絡を密に取り、その対応に相違がないように十分心がけている。
4. 除去食を行っている子どもに対しては、他児との差別感をもたせないよう配慮し、クラスの子どもたちにも理由を説明・理解できるようにしている。
- 5.こども園は食育の計画を作成し、日々の教育・保育の中で子どもの「食を営む力」の育成に向け、その基礎を培わなければならないことを理解している。
6. 身体的、精神的、情緒的発育や家庭環境及び食事習慣等、総合的、多面的に子どもの状態を把握している。また食品に含まれている栄養の成分や体の中での働きを知らせるなど、好き嫌いなく食べられるよう日常の教育・保育を工夫している。
- 7.食べるものの意味や命について考える機会をつくっている（人の命、動物の命、植物の命）。また食事ができるまでにたくさんの人のいろいろな関わりがあることを配慮し、食べ物への興味を持たせることができる（お店屋さんごっこ、園内栽培など）。

第9章 虐待

1. 登園時や教育・保育活動中のあらゆる機会において、虐待の早期発見に努め情報を速やかに園長に報告、全職員で共有し疑われる場合に、地域の児童相談所、福祉事務所、児童委員、保健所などの関係機関との連携を図る体制が整っていることを具体的に認識し有効な対応ができる。
2. 写真などを含め虐待の状況を正確に記録している。
3. 保護者との関わりにおいて、一人の人間としての敬意を忘れず、保育教諭と保護者との信頼関係を築いている。
4. 送迎のとき、または特別に時間をとって保護者の話を聴くようにしている。
5. 日常的なネットワークづくりを各機関が行っていることを把握し、児童相談所や役所からの情報開示に園長、主任保育教諭、主幹保育教諭が適切な対応を取っている。

第 10 章 職員の資質向上

1. 自己の健康管理をし、仕事に適した身だしなみで言葉遣いに気を付け、常に笑顔を心がける。
2. 電話が鳴ったら、早めにできるようにし、電話の用件は間違いがないようメモに残し、確認や伝達を行っている。
3. 就業規則等、諸規則を理解し、規則を守る生活を心がけ、協力体制の重要性を認識し、上司・同僚等と仲良くし、業務遂行にあたって、正確、迅速かつ、こまめに報告・連絡・相談を実践している。
4. 職務遂行に積極的で、担当以外の業務にも進んで取り組むことができる。
5. 他人の心情・立場を理解し、物事を判断し援助できる。
6. 多様な子育てニーズを把握し、教育・保育雑誌やマスメディア等の情報や、社会保障、日本の子育ての現状や未来という大きな事項に対して興味を持ち、情報を蓄えている。

教育・保育の原理

「教育・保育の原理」とは、子どもの教育・保育に携わる者の原理原則として、すべてのこども園が共通に理解し、認識しなければならないものです。こども園がその役割を適切に果たすために、こども園の職員全員が、教育・保育の目標を達成するためにはどのように教育・保育したらよいのかを理解し、教育・保育の環境に留意しながら実践を重ねていくことが必要です。

(1) 教育・保育の目標

ア こども園は、子どもが生涯にわたる人間形成にとって極めて重要な時期に、その生活時間の大半を過ごす場である。このため、こども園の教育・保育は、子どもが現在を最も良く生き、望ましい未来をつくり出す力の基礎を培うために、次の目標を目指して行わなければならない。

(ア 養護) 十分に養護の行き届いた環境の下に、くつろいだ雰囲気の中で子どもの様々な欲求を満たし、生命の保持及び情緒の安定を図ること。

(イ 健康) 健康、安全など生活に必要な基本的な習慣や態度を養い、心身の健康の基礎を培うこと。

(ウ 人間関係) 人との関わりの中で、人に対する愛情と信頼感、そして人権を大切にする心を育てるとともに、自主、自立及び協調の態度を養い、道徳性の芽生えを培うこと。

(エ 環境) 生命、自然及び社会の事象についての興味や関心を育て、それらに対する豊かな心情や思考力の芽生えを培うこと。

(オ 言葉) 生活の中で、言葉への興味や関心を育て、話したり、聞いたり、相手の話を理解しようとするなど、言葉の豊かさを養うこと。

(カ 表現) 様々な体験を通して、豊かな感性や表現力を育み、創造性の芽生えを培うこと。こども園は、入所する子どもの保護者に対し、その意向を受け止め、子どもと保護者の安定した関係に配慮し、こども園の特性や教育・保育教諭等の専門性を生かして、その援助に当たらなければならない。

こども園は、それぞれにこども園の特色や教育・保育方針があり、また、施設の規模や地域性などにより、教育・保育の在り様は様々です。しかし、すべてのこども園に共通する教育・保育の目標は、この保育指針に示されているように、子どもの教育・保育を通し、「子どもが現在を最も良く生き、望ましい未来をつくり出す力の基礎を培う」とことと、「入所する子どもの保護者に対し、その援助に当たる」ということです。

こども園は、「生涯にわたる人間形成にとって極めて重要な時期」にある乳幼児の「現在」が、心地よく生き生きと幸せであることを教育・保育の目標とするとともに、その「未来」を見据えて、長期的視野を持って、生涯にわたる生きる力の基礎を培うことを目標として教

育・保育することが重要です。それは、生涯、発達し続けていく一人一人の子どもの可能性や、あと伸びする力を信じることでもあり、教育・保育とは、子どもの現在と未来をつなげる営みといえるでしょう。

教育・保育には、子どもの現在のありのままを受け止め、その心の安定を図りながらきめ細かく対応していく養護的側面と、保育教諭等としての願いや教育・保育の意図を伝えながら子どもの成長・発達を促し、導いていく教育的側面とがあり、この両義性を一体的に展開しながら子どもと共に生きるのが教育・保育の場であるといえます。

①養護と教育の目標

1つ目の子どもの教育・保育の目標は、さらに（ア）から（カ）までの6つの側面から説明されています。

すなわち、（ア）が養護に関わる目標であり、（イ）以下は、教育の内容の5領域に照らし合わせ、（イ）が「健康」、（ウ）が「人間関係」、（エ）が「環境」、（オ）が「言葉」、（カ）が「表現」に関わる目標となっています。

この5領域に関わる教育・保育の目標は、改定前の保育指針と同様、学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定されている幼稚園の目標と共通のものとなっています。ここに示された教育・保育の目標を、一人一人の保育教諭等が自分自身の教育・保育観、子ども観と照らし合わせながら、より深く心に刻んで教育・保育していくとともに、こども園全体で確認しながら取り組んでいくことが求められます。

②保護者支援の目標

2つ目の大きな目標である保護者への援助は、子どもの教育・保育と深く関連して行われるものです。第6章「保護者に対する支援」に示されていることを踏まえ、保護者の声に耳を傾け、その意向をしっかりと受け止めた上で、適切に対応します。保護者一人一人の状況を考慮し、職員間で連携を図りながら対応していきますが、常に、子どもの最善の利益を考慮して取り組むことが必要です。

また、日頃より教育・保育の意図やこども園の取組について説明したり、丁寧に伝えながら保護者と共に考えたり、対話を重ねていくことが大切です。

こうした教育・保育の目標を目指して行う日々の教育・保育が、常に、人（子どもや大人）との相互の関わりの中で繰り広げられていることや、そのことを通して、子どもはもとより、保護者も、そして保育教諭等も育ち合っているのが教育・保育の場であるといえます。

子どもと保護者の関係を軸に、子ども、保育教諭等、また保護者等の様々な関係が豊かに繰り広げられていくことが望まれます。

（2）教育・保育の方法

教育・保育の目標を達成するために、保育教諭等は、次の事項に留意して教育・保育しなければならない。

ア 一人一人の子どもの状況や家庭及び地域社会での生活の実態を把握するとともに、子ど

もが安心感と信頼感を持って活動できるよう、子どもの主体としての思いや願いを受け止めること。

イ 子どもの生活リズムを大切にし、健康、安全で情緒の安定した生活ができる環境や、自己を十分に発揮できる環境を整えること。

ウ 子どもの発達について理解し、一人一人の発達過程に応じて教育・保育すること。その際、子どもの個人差に十分配慮すること。

エ 子ども相互の関係作りや互いに尊重する心を大切に、集団における活動を効果あるものにするよう援助すること。

オ 子どもが自発的、意欲的に関われるような環境を構成し、子どもの主体的な活動や子ども相互の関わりを大切にすること。特に、乳幼児期にふさわしい体験が得られるように、生活や遊びを通して総合的に教育・保育すること。

カ 一人一人の保護者の状況やその意向を理解、受容し、それぞれの親子関係や家庭生活等に配慮しながら、様々な機会をとらえ、適切に援助すること。

(1)の教育・保育の目標を達成するために、特に留意すべき教育・保育の方法について、アからカまで6つの事項が示されています。アからオが(1)のアと同様、子どもの教育・保育に関わる事項、カが保護者への援助に関わる事項となっています。

①状況の把握と主体性の尊重

まず、教育・保育の方法として、子どもの状況や生活の実態を把握するとともに、生きる主体である子どもの思いや願いを受け止めることの重要性が記されています。

子どもはこども園で生活するとともに家庭や地域社会の一員として生活しています。したがって保育教諭等は、その生活全体を把握するとともに、家庭での生活とこども園での生活の連続性に配慮して教育・保育することが必要です。また、かけがえのない存在として、一人一人の子どもの主体性を尊重し、子どもの自己肯定感が育まれるよう対応していくことが重要です。

②健康安全な環境での自己発揮

次に、子どもの教育・保育環境をしっかりと整えることの重要性が示されています。

こども園の長時間にわたる生活の中で、一人一人の生活リズムを大切にするとともに、次第に乳幼児期にふさわしい生活リズムとなるように努め、健康、安全で情緒の安定した生活を送れるようにすることが必要です。また、自己を十分発揮して生き生きと活動できるよう、教育・保育の環境を適切かつ豊かに構成することが望まれます。

③個と集団

子どもの発達について理解し、一人一人の子どもの発達過程と個人差に配慮して教育・保育すること、また、子ども相互の関わりを重視し、集団としての成長を促すことが記されています。

個と集団の育ちは相反するものではなく、個の成長が集団の成長に関わり、集団における活動が個の成長を促すといった関連性に十分留意して教育・保育することが重要です。その際、

子どもの成長・発達について継続的に記録をとり、実際の子どもの姿や言動などから学び、教育・保育に生かしていくことが必要でしょう。

④生活や遊びを通しての総合的な教育・保育

さらに、生活や遊びを通して総合的に教育・保育することの重要性が示されています。

子どもにとっての遊びは、遊ぶこと自体が目的であり、子どもは時が経つのも忘れ、心や体を動かして夢中になって遊び、充実感を味わっていきます。遊びには様々な要素が含まれ、子どもは遊びを通して思考力や想像力を養い、友達と協力することや環境への関わり方などを体得していきますが、何よりも今を十分に楽しんで遊ぶことが重要です。その満足感や達成感、時には疑問や葛藤が子どもの成長を促し、更に自発的に身の回りの環境に関わろうとする意欲や態度を育てます。

子どもの発達は様々な遊びや生活体験が相互に関連し合い、積み重ねられていくことにより促されます。例えばある一つの遊びの中でも様々な側面が連動しています。子どもの諸能力は生活や遊びを通して別々に発達していくのではなく相互に関連し合い、総合的に発達していくのです。

こうしたことを踏まえ、こども園の教育・保育が、見通しを持ったものとなるよう計画を立て、教育・保育していきますが、子どもの状況により柔軟に対応することが大切です。また、短期的な結果を重視したり、子どもの活動が特別な知識・能力の習得に偏ることがないように留意することが必要です。

⑤保護者支援の方法

最後に、保護者への援助の方法が記されています。

保護者支援においては、保護者と一緒に子どもを育てていくといった視点が大切であり、保護者とのパートナーシップが求められます。保護者の気持ちを受け止め、子どもの成長を共に喜び、保護者の子育てを励まし援助していくとともに、日常の様々な場面をとらえながら、継続的な関わりや対話を重ねていきます。

(3) 教育・保育の環境

教育・保育の環境には、保育教諭等や子どもなどの人的環境、施設や遊具などの物的環境、更には自然や社会の事象などがある。こども園は、こうした人、物、場などの環境が相互に関連し合い、子どもの生活が豊かなものとなるよう、次の事項に留意しつつ、計画的に環境を構成し、工夫して教育・保育しなければならない。

ア 子ども自らが環境に関わり、自発的に活動し、様々な経験を積んでいくことができるよう配慮すること。

イ 子どもの活動が豊かに展開されるよう、こども園の設備や環境を整え、こども園の保健的環境や安全の確保などに努めること。

ウ 教育・保育室は、温かな親しみとくつろぎの場となるとともに、生き生きと活動できる場となるように配慮すること。

エ 子どもが人と関わる力を育てていくため、子ども自らが周囲の子どもや大人と関わって

いくことができる環境を整えること。

①環境を通して行う教育・保育の重要性

教育・保育の環境については、前項までに何度か述べられていますが、それは、教育・保育の環境が多岐にわたるものであるとともに、様々な事柄との関連性があり、たいへん重要であるからです。

こども園における教育・保育の基本は、環境を通して行うことです。教育・保育の環境とは保育教諭等や子どもなどの人的環境、設備や遊具などの物的環境、そして、自然や社会の事象などであり、こうした人、物、場が相互に関連し合って教育・保育の環境が作り出されていきます。

子どもが環境との相互作用によって成長・発達していくことを基本的に理解し、子どもの状況により様々に変化していくなど応答性のある環境にしていくことが重要です。さらに、乳幼児期の子どもの成長にふさわしい教育・保育環境をいかに構成していくかが教育・保育の質に関わるものであることを保育教諭等が自覚しなければなりません。

環境を通して行う教育・保育の重要性を踏まえ、「子どもの生活が豊かなものとなるよう」教育・保育の環境に関する4つの留意点を設け、「計画的に環境を構成し、工夫して教育・保育しなければならない」としています。

②子ども自らが関わる環境

まず、「子ども自らが環境に関わり、自発的に活動し、様々な経験を積んで」いかれるようにすることが重要であるとしています。

子どもが思わず触りたくなるような、動かしてみたいくなるような、関わりたくなるような魅力ある環境を構成することが重要です。また、子どもの興味、関心などが触発され、それまでの経験で得た様々な能力が十分に発揮されるよう工夫して環境を構成するとともに、遊びが展開する中で、子ども自らが環境を再構成したり、環境が変化したりすることを子どもたちと共に楽しむことも大切でしょう。保育教諭等が、こども園の自然環境などを生かした環境を構成することも求められます。

③安全で保健的な環境

次に、施設などの環境整備を通して、「こども園の保健的な環境や安全の確保などに努めること」としています。

子どもの健康と安全を守るとはこども園の基本的かつ重大な責任です。全職員が常に心を配り、確認を怠らず、子どもが安心、安全に過ごせる教育・保育の環境をこども園全体で整え、子どもの命を守り、その活動を支えています。

④温かな雰囲気と生き生きとした活動の場

こども園は子どもが長時間生活する「温かなくつろぎの場」であるとともに、「生き生きと活動できる場」となるよう環境を構成することが必要です。

こども園の生活全体を捉えながら活動の静と動のバランスや子どもの発達過程などを踏まえ、一人遊びや少人数での遊びに集中したり、ほっとくつろげる時間と空間が保障される環

境であるとともに、友達と一緒に思いきり体を動かすなど様々な活動に取り組むことのできる環境であることが重要です。

⑤人との関わりを育む環境

さらに、「人と関わる力」を育てていくことの重要性に鑑み、「子ども自らが周囲の子どもや大人と関わっていくことができる環境」が必要であるとしています。

子どもは身近な子どもや大人の影響を受けて育ちます。子どもが様々な人と関わる状況を作り出すことが大切であり、同年齢の子ども同士の関係、異年齢の子どもとの関係、保育教諭等との関係や地域の様々な人との関わりなどによって様々な感情や欲求が生まれることを踏まえ、教育・保育の環境を構成していきます。複数の友達と遊べる遊具やコーナーなどを設定するとともに、こども園内外の物の配置や子どもの動線などに配慮した教育・保育の環境づくりが必要です。

子どもが人とのやり取りを楽しみながら、子ども相互の関わりや周囲の大人との関わりが促されるような環境を構成していくことが求められます。

4 こども園の社会的責任

地域において最も身近な児童福祉施設であり、教育・保育の知識、経験、技術が蓄積されているこども園への期待は、今日ますます高まっています。子育て家庭や地域社会に対し、こども園の役割を確実に果たしていくことは、こども園の社会的使命であり責任です。その際、特に遵守しなければならない3つの事項が「こども園の社会的責任」として規定されました。こども園が社会的な信頼を得て日々の教育・保育に取り組んでいくとともに、地域の共有財産として、広く利用され、活用されることが望まれます。

(1) 子どもの人権の尊重

(1) こども園は、子どもの人権に十分配慮するとともに、子ども一人一人の人格を尊重して教育・保育を行わなければならない。

保育教諭等は、教育・保育という営みが、子どもの人権を守るために、法的・制度的に裏付けられていることを認識し、「憲法」、「児童福祉法」、「児童憲章」、「児童の権利に関する条約」などにおける子どもの人権等について理解することが必要です。

また、子どもの発達や経験の個人差等にも留意し、国籍や文化の違いを認め合い、互いに尊重する心を育て、子どもの人権に配慮した教育・保育となっているか、常に職員全体で確認することが必要です。体罰や言葉の暴力はもちろん、日常の教育・保育の中で、子どもに身体的、精神的苦痛を与え、その人格を辱めることが決してないよう、子どもの人格を尊重して教育・保育に当たらなければなりません。保育教諭等の言動は子どもに大きな影響を与えます。幼い子どもは、身近な保育教諭等の姿や言動を敏感に受け止めています。そのため、保育教諭等は常に、自らの人間性や専門性の向上に努めるとともに、豊かな感性と愛情を持って子どもと関わり、信頼関係を築いていかなければなりません。

さらに、子どもが健やかに育つ環境を構成し、子どもや子育てを大切にする文化を紡ぎ出していくことも、こども園の社会的責任といえるのではないのでしょうか。

（２）地域交流と説明責任

（２）こども園は、地域社会との交流や連携を図り、保護者や地域社会に、当該こども園が行う教育・保育の内容を適切に説明するよう努めなければならない。

①地域交流

こども園は、地域に開かれた社会資源として、地域の様々な人や場、機関などと連携していくことが求められています。また、次世代育成支援や世代間交流の観点から、小・中学校などの生徒の体験学習や実習を受け入れ、高齢者の方との交流を行うなど様々な事業が展開されています。

さらに災害時などにおいては、こども園が被災者や地域の方々の生活を支える上で、重要な役割を担っています。こうした地域の公的施設としてのこども園の役割は、今日ますます求められています。

②説明責任

また、今般の改定では、保護者や地域社会へのこども園の説明責任について示されました。平成 18 年に改正された社会福祉法（昭和 20 年法律第 45 号）第 75 条では、利用者への情報の提供が社会福祉施設の努力義務とされました。また、児童福祉法第 48 条の 3 においてもこども園の情報提供が努力義務として明記され、こども園は教育・保育の内容等、すなわち、一日の過ごし方、年間行事予定、当該こども園の教育・保育方針、職員の状況その他当該こども園が実施している教育・保育の内容に関する事項等について、情報を開示し、保護者等が適切かつ円滑に利用できるようにすることが規定されています。

また、こども園が保護者や地域社会との連携、交流を図り、風通しのよい運営をすることで、一方的な「説明」ではなく、分かりやすく応答的な「説明」となることが望まれます。

こども園の「評価」については、保育教諭等一人一人の内発的な自己評価を基盤に職員全員で共通理解を持って取り組んでいくことが求められます。特に今後は、教育・保育課程の編成を中心に、教育・保育の内容の充実と質の向上を図り、組織的、計画的に教育・保育を行い、こども園の自己評価に積極的に取り組んでいくことが期待されます。

また、平成 12 年の社会福祉法改正を契機として、こども園を含めた社会福祉事業において、第三者評価が実施されるようになりました。こども園の教育・保育が第三者により公正かつ客観的に評価され、その結果が公表されることは、こども園の組織性や職員の意識を高め、教育・保育の質の向上につながると考えられます。こども園から積極的に発信され、保護者や地域の様々な人の理解を得ていくことが望まれます。

（３）個人情報の保護と苦情解決

（３）こども園は、入所する子ども等の個人情報を適切に取り扱うとともに、保護者の苦情などに対し、その解決を図るよう努めなければならない。

①個人情報の保護

こども園の個人情報の適切な取り扱いについて示されています。

こども園が教育・保育に当たり知り得た子どもや保護者に関する情報は、正当な理由なく漏

らしてはならず、児童福祉法第 18 条の 22 には、保育教諭の秘密保持義務について明記されています。また、平成 15 年に制定された「個人情報の保護に関する法律」においても、個人情報は「個人の人格尊重の理念の下に慎重に取り扱われるべき」ものであることが示されています。

なお、子どもの発達援助のための関係機関等との連携、保護者への伝達、保護者同士の交流や地域交流などに必要な情報交換等については、関係者の承諾を得ながら適切に進める必要があります。また、特に、「児童虐待の防止等に関する法律」にある通告義務は守秘義務より優先されることに留意しなければなりません。

②苦情解決

こども園は「保護者の苦情などに対し、その解決を図るよう努めなければならない」としています。

社会福祉法第 82 条及び児童福祉法最低基準第 14 条の 3 には、「苦情の解決」について明記されています。

こども園が、苦情解決責任者である施設長の下に、苦情解決担当者を決め、苦情受付から解決までの手続きを明確化し、書面における体制整備をすることが必要です。また、中立、公正な第三者の関与を組み入れるために第三者委員を設置することも求められています。

苦情を通し、自らの教育・保育や保護者等への対応を謙虚に振り返り、誠実に対応していくことが肝要です。そして、保護者等との相互理解を図り、信頼関係を築いていくことが必要です。また、苦情に関しての検討内容や解決までの経過を記録し、職員会議などで共通理解を図り、実践に役立てます。保護者等の意向を受け止めながら、こども園の考えや教育・保育の意図などについて十分に説明するとともに、改善や努力の意思を表明することも必要といえます。

苦情解決とは、こども園の説明責任や評価とともに、教育・保育の内容を継続的に見直し、改善し、教育・保育の質の向上を図っていくための仕組みであり、こども園が社会的責任を果たしていくためには欠かすことのできないものです。

こども園教育・保育指針 第2章子どもの発達

子どもは、様々な環境との相互作用により発達していく。すなわち、子どもの発達は、子どもがそれまでの体験を基にして、環境に働きかけ、環境との相互作用を通して、豊かな心情、意欲及び態度を身に付け、新たな能力を獲得していく過程である。特に大切なのは、人との関わりであり、愛情豊かで思慮深い大人による保護や世話などを通して、大人と子どもの相互の関わりが十分に行われることが重要である。この関係を起点として、次第に他の子どもとの間でも相互に働きかけ、関わりを深め、人への信頼感と自己の主体性を形成していくのである。

これらのことを踏まえ、保育教諭等は、次に示す子どもの発達の特性や発達過程を理解し、発達及び生活の連続性に配慮して教育・保育しなければならない。その際、保育教諭等は、子どもと生活や遊びを共にする中で、一人一人の子どもの心身の状態を把握しながら、その発達の援助を行うことが必要である。



1 乳幼児期の発達の特性

(1) 子どもは、大人によって生命を守られ、愛され、信頼されることにより、情緒が安定するとともに、人への信頼感が育つ。そして、身近な環境（人、自然、事物、出来事など）に興味や関心を持ち、自発的に働きかけるなど、次第に自我が芽生える。

(2) 子どもは、子どもを取り巻く環境に主体的に関わることにより、心身の発達が促される。

(3) 子どもは、大人との信頼関係を基にして、子ども同士の関係を持つようになる。この相互の関わりを通じて、身体的な発達及び知的な発達とともに、情緒的、社会的及び道徳的な発達が促される。

(4) 乳幼児期は、生理的、身体的な諸条件や生育環境の違いにより、一人一人の心身の発達の個人差が大きい。

(5) 子どもは、遊びを通して、仲間との関係を育み、その中で個の成長も促される。

(6) 乳幼児期は、生涯にわたる生きる力の基礎が培われる時期であり、特に身体感覚を伴う多様

な経験が積み重なることにより、豊かな感性とともに好奇心、探究心や思考力が養われる。また、それらがその後の生活や学びの基礎になる。



2 発達過程

子どもの発達過程は、おおむね次に示す8つの区分としてとらえられる。ただし、この区分は、同年齢の子どもの均一的な発達の基準ではなく、一人一人の子どもの発達過程としてとらえるべきものである。また、様々な条件により、子どもに発達上の課題やこども園の生活になじみにくいなどの状態が見られても、保育教諭等は、子ども自身の力を十分に認め、一人一人の発達過程や心身の状態に応じた適切な援助及び環境構成を行うことが重要である。



(1) おおむね6か月未満

誕生後、母体内から外界への急激な環境の変化に適応し、体重や身長が増加するなど、著しい発達が見られる。首がすわり、手足の動きが活発になり、その後、寝返り、腹ばいなど全身の動きが活発になる。視覚、聴覚などの感覚の発達はめざましく、泣く、笑うなどの表情の変化や体の動き、なん語などで自分の欲求を表現し、これに応答的に関わる特定の大人との間に情緒的な絆が形成される。



(2) おおむね6か月から1歳3か月未満

座る、はう、立つ、つたい歩きといった運動機能が発達すること、及び腕や手先を意図的に動かせるようになることにより、周囲の人や物に興味を示し、探索活動が活発になる。特定の大人との応答的な関わりにより、情緒的な絆が深まり、あやしてもらおうと喜ぶなどやり取りが盛んになる一方で、人見知りをするようになる。また、身近な大人との関係の中で、自分の意思や欲求を身振りなどで伝えようとし、大人から自分に向けられた気持ちや簡単な言葉がわかるようになる。食事は、離乳食から幼児食へ徐々に移行する。



(3) おおむね1歳3か月から2歳未満

歩き始め、手を使い、言葉を話すようになることにより、身近な人や身の回りの物に自発的に働きかけていく。歩く、押す、つまむ、めくるなど様々な運動機能の発達や新しい行動の獲得により、環境に働きかける意欲を一層高める。その中で、物をやり取りしたり、取り合ったりする姿が見られるとともに、玩具等を実物に見立てるなどの象徴機能が発達し、人や物との関わりが強まる。また、大人の言うことが分かるようになり、自分の意思を親しい大人に伝えたいという欲求が高まる。指差し、身振り、片言などを盛んに使うようになり、二語文を話し始める。



(4) おおむね2歳

歩く、走る、跳ぶなどの基本的な運動機能や、指先の機能が発達する。それに伴い、食事、衣類の着脱など身の回りのことを自分でしようとする。また、排泄の自立のための身体的機能も整ってくる。発声が明瞭になり、語彙も著しく増加し、自分の意思や欲求を言葉で表出できるようになる。行動範囲が広がり探索活動が盛んになる中、自我の育ちの表れとして、強く自己主張する姿が見られる。盛んに模倣し、物事の間共通性を見いだすことができるようになるとともに、象徴機能の発達により、大人と一緒に簡単なごっこ遊びを楽しむようになる。



(5) おおむね3歳

基本的な運動機能が伸び、それに伴い、食事、排泄、衣類の着脱などもほぼ自立できるようになる。話し言葉の基礎ができて、盛んに質問するなど知的興味や関心が高まる。自我がよりはっきりしてくるとともに、友達との関わりが多くなるが、実際には、同じ場所で同じような遊びをそれぞれが楽しんでいる平行遊びであることが多い。大人の行動や日常生活において経験したことをごっこ遊びに取り入れたり、象徴機能や観察力を発揮して、遊びの内容に発展性が見られるようになる。予想や意図、期待を持って行動できるようになる。



(6) おおむね4歳

全身のバランスを取る能力が発達し、体の動きが巧みになる。自然など身近な環境に積極的に関わり、様々な物の特性を知り、それらとの関わり方や遊び方を体得していく。想像力が豊かになり、目的を持って行動し、作ったり、描いたり、試したりするようになるが、自分の行動やその結果を予測して不安になるなどの葛藤も経験する。仲間とのつながりが強くなる中で、けんかも増えてくる。その一方で、決まりの大切さに気付き、守ろうとするようになる。感情が豊かになり、身近な人の気持ちを察し、少しずつ自分の気持ちを抑えられたり、我慢ができるようになってくる。



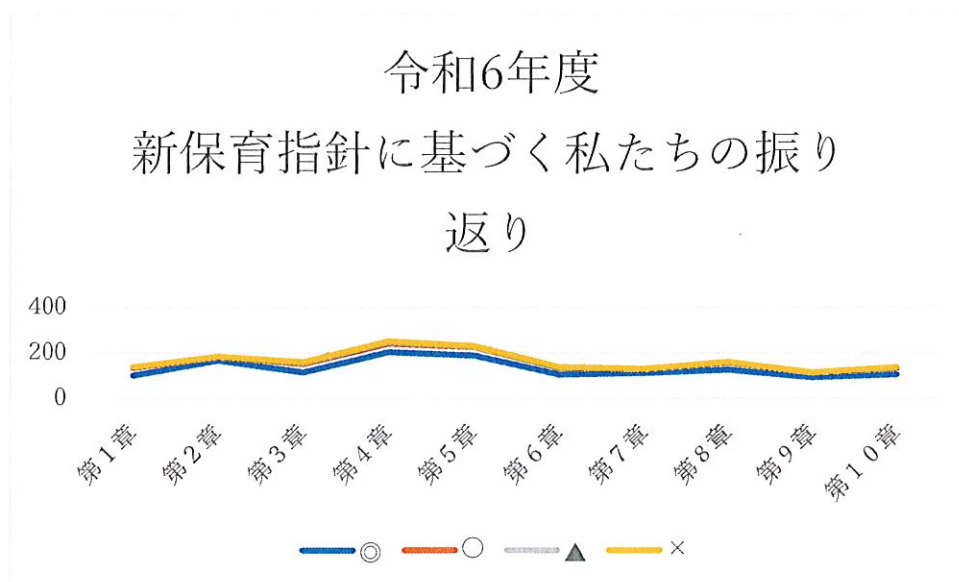
(7) おおむね5歳

基本的な生活習慣が身に付き、運動機能はますます伸び、喜んで運動遊びをしたり、仲間とともに活発に遊ぶ。言葉により共通のイメージを持って遊んだり、目的に向かって集団で行動することが増える。さらに、遊びを発展させ、楽しむために、自分たちで決まりをつくったりする。また、自分なりに考えて判断したり、批判する力が生まれ、けんかを自分たちで解決しようとするなど、お互いに相手を許したり、異なる思いや考えを認めたりといった社会生活に必要な基本的な力を身に付けていく。他人の役に立つことを嬉しく感じたりして、仲間の中の一人としての自覚が生まれる。



(8) おおむね6歳

全身運動が滑らかで巧みになり、快活に跳び回るようになる。これまでの体験から、自信や、予想や見通しを立てる力が育ち、心身ともに力があふれ、意欲が旺盛になる。仲間の意思を大切にしようとし、役割の分担が生まれるような共同遊びやごっこ遊びを行い、満足するまで取り組もうとする。様々な知識や経験をいかし、創意工夫を重ね、遊びを発展させる。思考力や認識力も高まり、自然事象や社会事象、文字などへの興味や関心も深まっていく。身近な大人に甘え、気持ちを休めることもあるが、様々な経験を通して自立心が一層高まっていく。



令和 6 年度新保育指針に基づく私たちの振り返り

	◎	○	▲	×
第 1 章	101	34	2	1
第 2 章	167	16	0	1
第 3 章	115	37	2	6
第 4 章	205	37	3	8
第 5 章	189	36	0	5
第 6 章	105	28	0	5
第 7 章	112	17	0	2
第 8 章	126	32	0	3
第 9 章	94	20	0	1
第 10 章	106	25	0	5
合計	1320	282	7	37

《自己評価シート》

I 教育・保育の
計画性

内 容		
1、園の教育理念・教育方針の理解		1
① 園の教育理念や教育方針を説明できる		1
② 園の方針、園長の考え方について教職員と話し合い理解を深め、保護者に説明できる		2
2、幼稚園教育要領・保育所保育指針の理解		1
① 幼稚園教育要領・保育所保育指針を理解し、幼児の姿や環境の構成、保育者とのかかわりなど具体的な事例を基に支援している		2
3、教育課程の編成と評価		
① 園の教育課程は、幼稚園教育要領・保育所保育指針をふまえて園の教育理念・教育方針に従い編成している		1
② 1年間の子どもの成長を振り返り、教育課程を評価している		1
③ 園の教育課程は、社会状況や幼児の実態、地域性などを考慮しながら必要に応じて見直しを行っている		1
4、指導計画の作成		
① 指導計画は、幼児の興味や関心、これまでの生活や予想されるこれからの生活などを考慮し作成するよう支援している		2
② 行事は、幼児の生活上の意義を十分検討した上で、指導計画に組み入れるよう支援している		1
5、環境の構成		
① 指導計画に基づいて、幼児が主体的にかかわりたくなるような安全で清潔感のある環境構成となるように確認、支援している		2
② 楽しい雰囲気の中で、安定して遊び込めるように遊具や用具、素材など質・数量を配慮して環境構成となるように助言している		1
③ 幼児の活動がより豊かになるように幼児の発想を柔軟に取り入れ、活動の展開に応じて環境の再構成を確認、支援している		2
④ 幼児の発達や生活を見通し、季節の変化に応じた環境構成となるように確認、支援している		1
⑤ 異年齢の幼児が自然に交流できるような環境構成となるように確認、支援している		1
6、保育と計画の評価・反省		
① 自分の保育と評価・反省について次の保育と計画に生かせるように支援している		1
② お互いに保育を見せ合い、検討し、評価・反省を加え、幼児の生活と自らの保育につなげられるよう配慮している		2

7、保育者ならびに保育にたずさわるものとしての 資質や能力・良識・適性でよく出来ていると思ったこと	具体的な例	
こども園2年目で多くの計画書や園のあり方を見直し、修正をかけてきたことを実践に移してきた。また教育が始まる3.4.5歳児の担任や副担任には幼稚園経験者やスキルの高い職員を配置しており、PDCAサイクルを回しながらさらなるいい教育の提供をおこなっている。そのための0.1.2歳児の基本的な生活習慣もしっかり身につけていけるように0.1.2歳児の職員とコミュニケーションを図っている。	3.4.5歳児の教育の共通理解を図るために教室の中に文字を知らせるようにしている。たとえば、当番表を共通化しており、子ども自身で書いた似顔絵とその子のなまえをひらがなで知らせている。来年度は似顔絵と写真の掲示をし、他児でも理解しやすい環境をさらに作りたい。また、時計に興味を持ってもらうために、毎分ごとにイラストを張り付け、そのイラストに長い針が来たら、次の活動のために準備をするように知らせている。今年度より、重さや長さなどの玩具やひらがな50音の音が出る玩具を導入し、遊びから主体的にひらがなを学べる環境を整えた。	
8、保育者ならびに保育にたずさわるものとしての 資質や能力・良識・適性でこれからの課題と思ったこと	具体的な例	改善策
資質や能力を最大限に発揮できるように、保育のマニュアル化や教室の構成統一、保育の共通理解の作成をおこなった。	毎年クラスの方角性が担任によって変わるので、クラス構成季節ごとで統一を図っている。環境構成を年4回変更するようにつけており、変化前の写真を残し、共有するように伝えている。	社内SNSで季節ごとの教室の写真（棚の配置と提供されているおもちゃ等）を残している。

- 1 よくできている
 2 まあまあできている
 3 あまりできていない
 4 まったくできていない

《自己評価シート》

Ⅱ 保育の在り方、幼児への対応

園長・主任用

内 容		評価
1、健康と安全への配慮		
①	朝の登園時は特に視診を大切に幼児の体調が悪くないかを確認している	1
②	体調が悪そうな時や万一事故が起きた場合には適切な処置を行いすぐに家庭や関係機関へ連絡するよう助言、支援している	1
2、幼児のみとりと理解		
①	幼児の話をよく聞いたり、言葉にならない思いやサイン、その姿の中にある心の動きを推察し、基本的欲求が十分満たされる様配慮している	1
②	一人の幼児をじっくりと見ながら見えない所で活動したり遊んでいる幼児についても、ある程度その活動の様子を推察できるよう確認している	1
③	子どもの様子で保育教諭が見落としている部分に気づかせるように助言している	1
3、指導とかかわり		
[心のよりどころとして]		
①	幼児一人ひとりを観察し、ありのままの姿を受入れ認めるように確認している	1
②	幼児との温かなやりとりやスキンシップを常に心掛けるよう助言している	1
③	幼児の話をよく聞くように助言している	1
④	“一人ひとり”と“みんな”の関係を常に考え、クラス集団をまとめるよう確認している	1
[遊び・活動の援助者として]		
①	幼児が遊びや活動を深めていくためのヒントやアイデアを提供できるよう助言している	1
②	保育教諭が幼児をほめたり、励ましたり、めあてをもたせるような保育ができているか確認している	1
③	禁止、命令、行動を急がせたり、自信を失わせることばや態度はできるだけ控えるよう確認している	1
[その他]		
①	幼児の家庭環境や、これまでの成育歴などを考慮してかかわれるよう確認している	1
②	支援を必要とする子が入園した時、個別の対応やクラスの子どもとともに育ち合える保育を積極的に進めようとするよう助言している	1
4、保育教諭同士の協力・連携		
①	普段の生活、仕事の中で気をつけた方が良くと感じたことをそのままにせず、相手にしっかりと伝え合えるよう助言している	2
②	1日の中で各保育教諭へ良くできた所などを伝え、自信が持てるように助言、支援している	1
③	その子どもに関わる保育教諭や他の保育教諭者同士が1日の中の情報交換をし合える時間を作るよう支援している	3

5、保育教諭ならびに保育にたずさわるものとしての 資質や能力・良識・適性でよく出来ていると思ったこと	具体的な例	
こども園移行に伴い、丁寧な保育、優しい保育、褒める保育を掲げており、職員に対してもミーティングなどでもこのことについて話し合いを深めてきた。2年前は週1ミーティングを行っていたが、時間が無いや食事の時間にコミュニケーションを図っているという職員の声から各クラスに任じていたが、こども園に移行し、職員配置も多くなっているため、週1ミーティングを復活し、1日の振り返りを行っていききたい。	子どもとのかかわり方（抱っこ、手を引くとき、おむつを替えるとき、食事等）のかかわり方をみんなで話し合った。我が子のように、いや我が子より大切に接するようにと統一した。 行事等に決まり事の共有が難しいので、ミーティングで報告する。または、意見を聴くなどクラス全体、フロアー全体、担当全体で共有していきたい。	
6、保育者ならびに保育にたずさわるものとしての 資質や能力・良識・適性でこれからの課題と思ったこと	具体的な例	改善策
外部の研修などを通して、保育の変化や時代の変化等を研修報告等で発表してもらい、自園に活かしたい。とらえ方によってプラスともマイナスにもなる言葉のチョイスなど、園長・主幹保育士を含めて日ごろから意識していくことが大切である。また待機児童が減っていく時代に、惣菜販売やコインランドリー、訪問保育などいつでも対応できるように職員に伝えた。	子ども主体の時間に合わせきれなくて、クラス全体で活動しているときなど、声掛けや関わり方をもっと意識していく。朝の時間には園庭に出たい子、室内で遊びたい子など選択できる権利を与えていく。	保育時間は8時間から11時間と長いので、ゆとりをもって過ごそう。遊びは分散するが、子どもたちがやりたいことを行うことで教育・保育がやりやすいことを認識していく。

- 1 よくできている
2 まあまあできている
3 あまりできていない
4 まったくできていない

《自己評価シート》

III 保育者としての資質や能力・良識・適性(保育者：幼稚園
園長・主任用

内 容		評価
1、専門家としての能力・良識・義務		
[専門家としての能力]		
① 指導者として、専門知識や技能を身につけている		1
② 保護者に対し、園のことやクラス運営の様子などを分かりやすく話すことができ、保護者との信頼関係をつくることに努めている		1
③ 保育教諭並びに他職員が仕事の手順を考え、能率よく行えるよう支援している		1
④ 保育教諭の人間性が子ども達に影響を与えることを自覚して生活するよう確認している		1
[良識とマナー]		
① 幼児や保護者との対応には、公平さを欠かないように助言している		1
② 日常の挨拶がきちんと行えるよう助言している		1
③ 園の消耗品や教材は節約して使うよう促し、私用に使っていないか確認している		2
④ 服装、髪型、身だしなみなど、清潔感のあるものを心がけ、安全性にも気を付けているよう確認している		1
[義務]		
① 教材、教具の管理、点検、園内外の清掃や整理整頓を実行するよう助言、支援し確認している		1
② 締切りのある仕事や提出物の締切日、会議や打ち合わせの時間をきちんと守っているか確認している		1
2、組織の一員としての在り方		
① 他の意見を素直な気持ちで聞いたり自分の意見を述べ、必要に応じて適切な助言をしている		1
② 子どものこと、クラスの出来事などで必要なことは園長や主任に報告、連絡、相談するよう助言している		1
③ 当番や役割による仕事は確実にを行うよう確認している		1
④ 職員に対し指示、命令したことに対し、責任を持って実行できているか確認している		1
3、まわりを感じ取れる感性・アンテナ		
① 幼児や教育・保育に関する情報を、まわりの職員へ伝達している		1
② 社会情勢や季節の変化などを感じ取る感受性を持てる様助言、支援している		1

4、保育教諭としての資質や能力・良識・適性でよく出来ていると思ったこと	具体的な例
日ごろから教育雑誌やビジネス雑誌、テレビ、新聞やラジオニュース、映画やドラマなど保育の専門的知識から他業種のことについて学ぶことが大事だと伝えている。ニュースや新聞などの時事問題にも触れるように伝えている。	職員に合わせて〇〇のドラマは一般企業の中身が見れるよ。〇〇のドラマは法律が学べるようになど声かけしている。ニュースや新聞などの時事問題にも触れるようにつなげていけるようにしている。ラジオニュースは車の移動中や家事中にも聴けることやyoutubeで保育の専門家が解説するチャンネルがあることを伝えている。
5、保育者としての資質や能力・良識・適性でこれからの課題と思ったこと	具体的な例
社会人という意識より、保育教諭としての意識が強く他業種に関心がない。他業種との関わりや交流などを増やしていきたい。	AIやChat GPTなどを今年度より教育・保育にも取り入れている。配偶者の仕事の関係で転勤する職員もいるので、ICTやDXなどのあたらしい仕事学びたい職員には教えている。ExcelやWordに関しても学びたい職員には学べる環境を作っている。知見を広げるためにも会話が保育業界のことで終わることが多いので、視野を広げる必要がある。生涯保育士を続けるかわからない時代なので、きららこども園でも一般常識とこども園の通常の違いなどを伝えていきたい。

- 1 よくできている
 2 まあまあできている
 3 あまりできていない
 4 まったくできていない

≪自己評価シート≫

IV 保護者への対応・守秘義務

園長・主任用

内 容		評価
1、情報の発信と受信		
①	保育教諭に、自分の担当する一人ひとりの子どもについて、家庭での養育方針などを把握させている	2
②	保育教諭がクラスだよりなどで、保育実践の内容や意図・クラスや子どもの様子を、写真やイラストなどを活用して分かりやすく伝えるよう助言、支援している	1
③	個々の子どもの様子は直接保護者と話をしたり、連絡帳、電話などを使って伝え合うよう支援している	1
④	保育参観や保護者面談を定期的に行い、子どもについて、保育や家庭でのあり方について共通理解を得るよう努めるよう確認している	2
⑤	定期的にアンケート等にて保護者の要望を聞き、子どもにとってよりよい環境づくりに努めている	1
⑥	保育教諭に、保護者との情報交換の内容を必要に応じて記録させ、確認している	2
2、協力と支援		
①	保護者の要望等を受け止めて実行する場合は、そのことの教育的な意義づけをはっきりとさせてからにしている	1
②	保護者への支援・協力が可能な部分については、園長の指導のもと園全体で受け止め、保育者を支援している	1
③	園の苦情解決システムについて保育者及び保護者に周知するように努めている	1
3、守秘義務の遵守		
①	教職員や園の批判を軽はずみにしたり、プライバシーについて他へ漏らさないよう確認している	1
②	秘密情報（保護者、園児等に関する個人情報、および園の運営上の情報、保育技術・保育計画等の情報）については園長の許可なく使用、開示、漏洩しないよう教職員に確認している	1
③	秘密情報の記録が破損、改造されないように管理できているか確認している	1
④	秘密情報の帰属は園または法人にある事を認識し、書類、電子データは持ち帰らないようにし、どうしても必要な場合は園長の許可を取らせている	1
⑤	秘密情報の書類、電子データのコピーは施設長の承認を受けた物のみ、必要最小限にし、必要がなくなった場合は適切に処分させている	1
⑥	秘密情報について新たに知れたことについては、直ちに園長に報告をさせている	1
4、対応上のマナー・良識		
①	正しい日本語、丁寧な言葉と敬語を用いて話しかけ、相手の話も落ち着いてしっかりと聞くよう、教職員に確認している	1
②	保護者からの依頼や伝言等については、メモをするなどきちんと対応するよう教職員に確認している	1
③	長期の欠席や入院等の場合には、見舞ったり、園やクラスの様子を伝えさせている	1
④	保護者の国籍、思想、宗教により、また、子どもの性差、障害、個性差によって、区別、差別しないよう教職員に確認している。	1
⑤	子育てや就労を支えるために、保護者の気持ちに配慮しながら接するよう、保育者に助言している	1
5、クレームへの対処の仕方		
①	保護者からのクレームの内容によっては保育者全体で検討し、共通理解のうえで対処している	1
6、保育教諭ならびに保育にたずさわるものとしての 資質や能力・良識・適性でこれからの課題と思ったこと		具体的な例
一人ひとりの子の人権やプライバシー等を尊重し、大人も子どもも一人の人間として尊重されないといけないということをミーティング等で再確認している。また外国人の住民も増えているので、差別や区別をしないように伝えている。宗教や文化の違いを学び、自分自身も他人からみたら異なっている部分があることを認識するようにしている。		人権擁護のためのセルフチェックリストを使って職員でチェックしてる。外国人や他の文化、宗教、LGBTQなど違和感や疑問があるときは学ぼうに伝えている。
7、保育教諭ならびに保育にたずさわるものとしての 資質や能力・良識・適性でこれからの課題と思ったこと		具体的な例 改善策
令和の考え方にみんなでシフトチェンジしている。なげなく行っていることでも昭和・平成ではOKだったものが令和では、避けるべき事柄になっている事例がある。		外国人の子の園児がピアスやネックセルを日頃からつけている。 宗教上や文化、アイデンティティの関係の際は、ケガの可能性や他児が興味を持って触れたりする可能性があることを伝える。

- 1 よくできている
- 2 まあまあできている
- 3 あまりできていない
- 4 まったくできていない

《自己評価シート》

Ⅴ 地域の自然や社会とのかかわり

園長・主任用

内 容		評価
1、地域の自然・人々とのかかわり		
①	保育教諭並びに他職員が、地域の人々と親しくあいさつや会話を交わすよう確認している	1
②	地域の自然や機関を指導計画の中で位置づけて活用しているか、確認している	1
③	子どもの医療や保健に関する問題および地域の住民から受けた子育て相談の内容について、必要に応じて適切な連絡先に相談および連絡するよう保育者に助言している	1
④	実習生を受け入れる担当者は、意義や方針を理解させ、保育者に支援的立場で接するようにさせている	1
⑤	中高生の保育体験、ボランティアを受け入れるときは、その目的や意義を保育者に理解させている	1
2、小学校との連携		
①	保育教諭に、園の保育内容が小学校への準備としてつながることを理解させている	1
②	小学生が遊びにくることの出来る場（行事等を含む）を設けるよう、支援している	1
③	卒業した子どもの情報を得るよう努めているか、確認している	1
④	小学校が、園での子どもの育ち等について、どのような情報を必要としているか理解するよう努めている	1
3、地域の特徴を生かした保育の展開		
①	スキー教室・畑で収穫した野菜で料理教室など、地域の気候を生かした保育が実践できるよう支援している	1
②	高齢者との交流のために、デｲｰﾋﾞｽ交流・行事への参加の呼びかけなど積極的に行えるよう支援している	1

4、地域の自然や社会とのかかわりで よく出来ていると思ったことで	具体的な例	
芋ほり体験や小学校のイベント、区民納涼祭りに参加している。	嘉数小学校、真栄原公民館、地域のボランティア等（百笑会 野菜を育てている活動）に活用している。	
5、地域の自然や社会とのかかわりで これからの課題と思ったこと	具体的な例	改善策
企業等を訪問したり、工場で体験をしたいと思っているが、先方から快く受け入れてくれるか心配である。	渋谷のまちのなかこども園ではコーディネーターの職員がいて、メインの仕事で企業や店舗や農家に交流会のアポなどを取る。	多くの補助金等は、運用充実を図りながらプラスアルファの職員を配置したい。

- 1 よくできている
 2 まあまあできている
 3 あまりできていない
 4 まったくできていない

≪自己評価シート≫

VI 保育者の専門性に関する研修・研究への意欲・態度 園長・主任用

内 容		評価
1、研修・研究への意欲・態度		
①	研修会や研究会には自己課題をもって参加し、事前にその内容を確認したり自分なりの考えをまとめるよう助言している	1
②	他保育教諭の自己課題を把握し、保育のあり方や悩みについて相談を受ける環境を作っている	2
2、遊具・教材に関する専門性の向上		
①	園の遊具や教材についてその特徴や基本的な使い方を他保育者が理解できるよう確認している	1
②	園の遊具や教材についてどんな使い方をするのか予測したり、どのような使い方が危険か確認している	1
3、園内の環境に関する専門性の向上		
①	園舎の構造（平屋、二階建て）や保育室・遊戯室の位置・大きさがどのような教育的な意味をもつか確認している	2
②	園庭や田畑、砂場、かくれ場所などの位置、広さなどがどのような教育的な意味をもつか確認している	2
4、今日的課題に関する専門性の向上		
①	子どもを取り巻くさまざまな状況について、背景・原因・実態はどうであるか興味・関心をもてるよう助言している	2
②	アレルギー・自立の遅れなど、最近多く見られる問題について興味・関心をもてるよう支援している	1
③	幼小連携の意義やあり方について興味・関心をもてるよう支援している	1
④	こどもたちの安心・安全に関する危機管理について興味・関心をもてるよう助言している	1
5、自らを高めるための学習		
①	保育の専門知識や技能のほかに趣味や読書、ボランティア活動等にも関心をもてるよう助言している	2

6、保育者ならびに保育にたずさわるものとしての 資質や能力・良識・適性でよく出来ていると思ったこと	具体的な例	
今年度も保育教諭からやってみたい研修や応急処置等の勉強会を持ち掛けられるようになった。	今年度は応急処置やアレルギー対応などの研修をやった。	
7、保育者ならびに保育にたずさわるものとしての 資質や能力・良識・適性でこれからの課題と思ったこと	具体的な例	改善策
毎年続けて学ぶことが難しい。他の研修等もある。	こども園移行でマニュアル改訂を多く行い、職員にシェアすることと応急処置や救急救命の研修もやり続けたい。またエビペンなどの新しい医療的な業務から民間に降りてきた実践研修も外部で学びたい。	園児が少ない土曜日などを利用しながら応急処置等の研修を合間時間に利用して行う。またこども園に移行したので職員を3名ほど多く配置したことで、エビペン研修等も積極的に行いたい。看護師も採用していきたい。

- 1 よくできている
 2 まあまあできている
 3 あまりできていない
 4 まったくできていない

《自己評価シート》

VII 保育の在り方、3歳未満児への対応

園長・主任用

内 容		評価
1、健康と安全への配慮		
①	朝の登園時は家庭からの連絡をもとに視診・触診をして、乳幼児の健康状態を確かめるよう支援、確認している	1
②	体調が悪そうな時は静かに寝かせたり検温をするなど、適切な処置を行いすぐに家庭へ連絡するよう支援、確認している	1
③	保育教諭から健康状態などの申し出など受けるなど、乳幼児の健康情報を共有し、アレルギー、熱性痙攣、脱臼などの既往症について把握するよう確認している	1
④	体重・身長などの測定を定期的に行い家庭に知らせるとともに、バランスの取れた発育が促されるように配慮するよう支援している	1
⑤	家庭と連携をとりながら一人ひとりに合わせて離乳食の移行を行い、様々な食品に慣れ、食への意欲を育てるよう支援している	1
⑥	睡眠が十分とれるような静かな環境を整え、午睡の状態（呼吸・顔色・嘔吐・汗）、およびSIDS（乳幼児突然死症候群）のチェックを記録するよう支援している	1
⑦	一人ひとりの排泄間隔を把握し、その子の排泄のリズムに合わせて、オムツ交換をしたり、トイレに促すよう支援している	1
2、乳幼児のみとりと理解		
①	乳幼児の話をよく聞いたり、言葉にならない思いやサイン、その姿の中にある心の動きを推察して受け止め、信頼関係を築くよう支援している	1
②	一人ひとりの乳幼児の発達課題について見通しをもって保育するよう確認している	1
3、指導と援助		
〔心のよりどころとして〕		
①	落ち着いた雰囲気の中で抱いたり語りかけたりして、乳幼児が人との関わりを楽しむことや心地よさを味わえるようにするよう支援している	1
②	泣いたりぐずったりのサインを見逃さず、要求に応じた適切な対応をするよう支援している	1
〔遊び・活動の援助者として〕		
①	乳幼児の心身の発達及び生活の連続性に配慮し、好奇心や発達を促す環境を整えるよう支援している	1
②	自分を表現する力が十分でない子どもの気持ちをくみとり、安心感と自己肯定感がもてるような言葉がけをするよう助言している	1
③	禁止語を不必要に用いないよう確認している	1
〔その他〕		
①	乳幼児期は身体的条件や生育環境などの違いにより、一人ひとり心身の発達に個人差が大きいことを理解できるよう支援している	1
4、保育者同士の協力・連携		
①	保育教諭全員が情報を共有し、クラスに関係なく、その場にいる保育者が適切な言葉かけや対応をするよう支援している	1
②	支援上配慮を必要とする乳幼児については、園全体で話し合い共通理解をもって対応するよう支援している	1
③	他クラスや異年齢児との触れ合う機会がもてるようにさまざまな工夫、保育の形態に配慮するようしている	1

5、保育者ならびに保育にたずさわるものとしての 資質や能力・良識・適性でよく出来ていると思ったこと	具体的な例	
個々の成長や個性に合わせた保育をするために職員を多く配置している。各家庭の生活リズムや食に関しても幅が広く、園が一人ひとりに合わせながら集団生活を送れるようにしている。	担当制保育では朝早い子から昼食が早く済ませ、午睡も早くとっている。また家庭の状況も多種多彩になっており、こども園の役割がさらに重要となっているように感じる。	
6、保育者ならびに保育にたずさわるものとしての 資質や能力・良識・適性でこれからの課題と思ったこと	具体的な例	改善策
外国籍の園児が今後増えることなど、多様性やグローバル化等へのシフトが必要。	移民や外国人労働者として外国籍の園児の入園も想定する。	宗教的に食べれないものなど、代替食や文化の違い、言葉の壁なども考慮にいれておく。 。沖縄県でも県外移住者が増えており、他国を父親・母親と日本人の父親・母親いわゆるハーフの子も増えている。

- 1 よくできている
 2 まあまあできている
 3 あまりできていない
 4 まったくできていない

≪自己評価シート≫

VIII 地域における子育て支援 園長・主任用

内 容		評価
1、自園の子育て支援事業の理解（全教職員）		
①	地域開放（親子保育園体験日・行事など）について職員間で共通理解の上取り組むよう支援している	1
②	自園の子育て支援事業について、全教職員が理解できるようパンフレットやおたよりを使い情報提供している	1
③	親しみやすい雰囲気を心がけ、利用者に積極的に声をかけるよう支援している	1
2、環境設定（講座および支援センター事業担当者）		
①	子どもが自分で遊びを考え出して主体性を発揮できる環境を作り、子どもの支援ができる場を作るよう配慮している	1
②	講座等で子育ての学習の機会を設けて、親の支援ができる場を作るよう配慮している	1
③	利用者同士（親同士、子ども同士）の関係が作りやすいよう配慮して、遊びや場の設定ができているか確認している	1
3、支援の姿勢（講座および支援センター事業担当者）		
①	どの利用者にも公平に接するよう確認している	1
②	利用者同士（親同士、子ども同士）の仲間作りを促し、場の全体に気を配るよう支援している	1
③	価値観、経験、力量などの利用者の多様性を受入れ、それに合わせた対応をするよう支援している	1
④	利用者が良好な親子関係を築くことができるように、肯定的に働きかけるよう支援している	1
4、育児相談（講座および支援センター事業担当者）		
①	課題がある親子に気づき、利用者の気軽な相談を大切に受け止めるよう指導し、ともに支援策を検討している	1
②	専門的な言葉を極力使わずに、日常的な言葉でわかりやすく伝えるよう支援している	1
③	保護者などから問い合わせがあった場合に、自園または地域の子育て支援に関する情報について説明できるよう援助している	2
④	対応が難しいケースの場合には、必要に応じて専門機関と連携をとり支援している	1
5、支援の評価・反省（講座および支援センター事業担当者）		
①	魅力的な活動、居心地の良い場を維持するために、現状の課題や今後の運営について話し合い、改善している	1
②	地域の子育て支援ニーズを把握し、地域に自園の子育て支援事業を紹介するよう支援している	1
③	業務分担が円滑に進むよう、確認している	1

5、保育教諭ならびに保育にたずさわるものとしての 資質や能力・良識・適性でよく出来ていると思ったこと	具体的な例	
こども園に移行し、子育て支援事業は地域住民が求めるかぎり、シフトが厳しくても毎日行うことを伝えた。	今年より子育て支援事業にカフェを設置し、利用者が長時間滞在できるようにした。また利用者のミルクを作れるようにポットの設置もおこなった。	
6、保育者ならびに保育にたずさわるものとしての 資質や能力・良識・適性でこれからの課題と思ったこと	具体的な例	改善策
子育て支援から他の機関への提案や引継ぎなど、利用者が実行に移せているかわからない。	相談してくれるものの、距離感で提案がいいのか聞く姿勢だけでいいのか迷うことがある。	利用後に公式LINEのブロックがあったので、信頼関係構築に努めるようにする。

- 1 よくできている
 2 まあまあできている
 3 あまりできていない
 4 まったくできていない